

兵庫県廃棄物処理計画改定の方向性について

1 概要

廃棄物処理法により、県は、国が定める基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理等に関して、廃棄物処理計画を策定することが義務づけられている。

平成30年8月改定の廃棄物処理計画において、社会経済情勢や環境問題の変化に適切に対応するため、中間目標年次の令和2年度の状況を踏まえ見直すこととしていることから、新たに令和12年度を目標年度とする計画を策定する。

2 改定のポイント

前回改定のポイント(H30.8)

■ 災害廃棄物処理

平成27年8月に廃棄物処理法が改正され、都道府県の廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関する事項等を規定することとなった。

今回改定のポイント(R4予定)

1. プラスチック資源循環の促進

令和4年度に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」(令和3年3月9日閣議決定)では、都道府県の責務として、市町への技術的助言やプラスチックの資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう規定。(参考資料2参照)

2. 新たな数値目標の設定

都道府県廃棄物処理計画の改定時に参考となる数値目標として、廃棄物処理法の基本方針ではなく、循環基本計画及び廃棄物処理施設整備計画等を参照するよう、令和2年3月に国が通知。(参考資料3参照)

3 改定のスケジュール(案)

令和3年5月～	処理状況等についてのデータ収集及び解析(～4年3月)
6月	環境審議会廃棄物部会の開催(第1回、諮問)
令和4年1月	〃(第2回)
6月	〃(第3回)
9月	〃(第4回、中間報告)
10月	パブリックコメントの実施
12月	環境審議会廃棄物部会の開催(第5回、答申)